官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産一六九〇～一七〇八）　一
○保安施設地区の指定をする件
（同一七〇九）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一三三九、一三四〇）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件
（防衛二六九）　六
○道路に関する件
（関東地方整備局二四四）　六
○道路に関する件
（近畿地方整備局一二四）　六
○道路に関する件
（九州地方整備局一〇八）　六
○道路に関する件
（北海道開発局七六、七七）　六
〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　法務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（福岡労働局最低賃金公示五）　八
公聴会
労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　八
日本国に帰化を許可する件　八
除籍が滅失した件（同一七八）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第千六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町川嶽字明神谷三四八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字明神谷三四八八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字志久字中峠二五九四、二五九五の一、二七〇一の一、二七〇二、二七〇三から二七〇四まで、二七〇八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中峠二五九四・二五九五の一・二七〇一の一・二七〇二から二七〇四まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市橘町大字芦原字鐘撞谷五六八三の一・五六八三の二八九・五六八三の二九一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五六八三の一一、五六八三の三八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鐘撞谷五六八三の一・五六八三の一一・五六八三の三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五六八三の二八九、五六八三の二九一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田字下西川内丁一四六〇・丁一四六一・丁一四六五・丁一四六七の二・丁一四七三の一・丁一四九九の一・丁一四九九の二・丁一五〇〇の一・丁一五〇〇の二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下西川内丁一四六一・丁一四六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、丁一四六〇、丁一四六七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市橘町大字大日字浦田八三八九の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字志久字大峠藤ノ尾五一五四、五一五九、字大峠新開五二六七、五二六七の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大峠藤ノ尾五一五四・五一五九・字大峠新開五二六七・五二六七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町平山上字尾部田乙四三九の三、乙四五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾部田乙四三九の三・乙四五五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県杵島郡大町町大字福母字千場三〇七二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字千場三〇七二の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び大町町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄字小路五五四二の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小路五五四二の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山馬川字大管一五八九、一五九二の一一、字隣山二一九〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字音成字瀬戸丁一二の一、丁一二の四、丁一二の五、丁二〇の四、丁二二の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町仏主陽山一の四、四の一、五の二、七の三、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字板ノ平乙二八三の八、乙二八三の一五、乙二八四の一一、乙二八四の一二、乙二八五の一から乙二八五の五まで、乙二八五の七、乙二八五の八、乙二八五の一〇から乙二八五の一二まで、乙二八六の一、乙二八六の二、乙二八六の六、乙二八六の八、乙二八七、乙二八八の一、乙二八八の二、乙二九〇の一から乙二九〇の三まで、乙二九一、乙二九二の一、乙二九二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字板ノ平乙二八四の一一・乙二八四の一二・乙二八五の一・乙二八五の三・乙二八五の四・乙二八六の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浦字白畑六〇二六の一、六〇四九の四、六〇五〇の三、六〇五一の三、六〇五二の三、六〇六二の一、六〇六三、六〇六四の一、六〇六五の一、六〇七〇の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白畑六〇二六の一・六〇四九の四・六〇六二の一・六〇六四の一・六〇六五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市神辺町字堂ノ本一〇一三の一〇・一〇六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町南有路小字横瀬一七六一、小字小持一七六五の二、一七六六から一七六八まで、一七六九の一、小字枯木八三七四の一九（次の図に示す部分に限る。）、八三七四の四から八三七四の六まで、八三七四の一五、八三七四の三〇、八三七四の四七、八三七四の五〇、八三七四の五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字横瀬一七六一・小字小持一七六五の二・一七六六から一七六八まで・小字枯木八三七四の一九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町千原小字下ケ岡八〇三五、八〇三六の一、八〇三六の二、八〇三七から八〇三九まで、八〇四〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字下ケ岡八〇三五・八〇三六の一・八〇四〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町額田小字由利一一九七、一一九八の一、一一九八の二、一一九九の一から一一九九の四まで、小字本堂一二〇〇の一、一二〇〇の二、一二〇一、小字谷ノ奥八〇一七から八〇二五まで、八〇一八の一、八〇一八の二、八〇一九の一、八〇二三の一、八〇二五の一、八〇二六の一から八〇二六の三まで、八〇二七の一から八〇二七の三まで、八〇二八の一から八〇二八の四まで、八〇二九から八〇三一まで、八〇三二の一、八〇三三の一から八〇三三の三まで、八〇三三の一から八〇三三の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字由利一一九八の一・小字谷ノ奥八〇一八の一・八〇一九の一・八〇三一・八〇三三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字丸林甲一五七八の一・甲一五八三の一・甲一五八四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、甲一五八一、甲一五八八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸林甲一五八三の一・甲一五八四・甲一五八八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一一号から標柱一八号までを順次結んだ線及び標柱一一号と標柱一八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一九号から標柱二二号までを順次結んだ線及び標柱一九号と標柱二二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字七本柳一二六四の一一、一二六四の一二、一二六四の三六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

令和八年十一月十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沢
二　砂防法第二条の土地の表示
山梨県上野原市犬目の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°37′36.1352″	139°01′51.7233″
2	35°37′36.3907″	139°01′51.0388″
3	35°37′38.3951″	139°01′50.5523″
4	35°37′41.2431″	139°01′50.9964″
5	35°37′41.2870″	139°01′51.5603″
6	35°37′37.7754″	139°01′52.7929″
7	35°37′37.1376″	139°01′52.8779″
8	35°37′36.3668″	139°01′52.7031″

○国土交通省告示第千三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
今宿谷川三
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を令和七年国土交通省告示第千十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市西区今宿上ノ原
字上ノ原　二五四番二六　一号及び二号
二五四番三〇　三号から五号まで
二五四番一　六号から十六号まで
二五四番二　十七号から十九号まで
二五四番三一　二十号及び二十一号
二五四番三九　二十二号及び二十三号

○防衛省告示第二百六十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和八年十一月六日次のとおり決定された。

令和八年十一月十日　防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二三	大矢野原・霧島演習場	えびの市	国有	土地：約一、七〇〇平方メートル 陸上自衛隊が施設整備を実施するため追加提供する。 使用期間： 一　年約六週間 二　仮設建物等を設置する場合は、その設置期間

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒
2　北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒
3　北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒
4　北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

二　高度制限

高度約六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年十一月十六日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○関東地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一　号	横浜市西区戸部本町五二番一から同市西区中央二丁目七九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月十日

○近畿地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大薮字長玄田一四六番三地先から同町大字大薮字中島二〇二番まで	前	一七・八六～二八・六〇	〇・一〇〇
	後	一七・三〇～二二・三八	〇・一〇〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　九州地方整備局長　森下　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	行橋市大字中津熊字古川七三五番一〇から同市大字中津熊字芝原七五七番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月十日

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　北海道開発局長　岡下　淳

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道広尾郡広尾町字音調津六九四番一地内	前	二一・一七～二三・二九	〇・〇一五
	後	二一・一七～二六・六四	〇・〇一五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　北海道開発局長　岡下　淳

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道空知郡南富良野町字幾寅一八四番一から同町字幾寅六八番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　令和八年十一月十日

国会事項

衆議院

議案送付

十一月六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案

議案通知

十一月六日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

就業者の租税及び社会保険料による負担の軽減のために講ずべき措置に関する法律案（浅野哲外三名提出）

答弁書受領

十一月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出いわゆる消費税減税法案に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十一月六日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

国際連合教育科学文化機関憲章第四条４の規定に基づく二千二十五年の国際連合教育科学文化機関第四十三回総会において採択された勧告に関する報告書

死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく「令和七年度政府が講じた死因究明等に関する施策」の報告

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

参議院

議案受領

十一月六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案（閣法第一号）

通知書受領

十一月六日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

就業者の租税及び社会保険料による負担の軽減のために講ずべき措置に関する法律案（浅野哲外三名提出）

質問主意書提出

十一月六日議員から次の質問主意書が提出された。

奨学金債務免除の必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第二二号）

サイバー攻撃による不正売買が証券市場全体に及ぼす影響と投資家保護に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二三号）

証券取引所が定める約定取消し制度の法的根拠及びサイバー攻撃による不正注文への同制度の適用に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二四号）

サイバー攻撃による不正売買に伴う連鎖的な取引及び信用取引の損失処理及び被害者救済に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二五号）

答弁書受領

十一月六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員奥田ふみよ提出避難所の環境整備等に関する質問に対する答弁書（第一二号）

参議院議員石垣のりこ提出大阪拘置所における女性被収容者の監視カメラによる監視とプライバシー保護に関する質問に対する答弁書（第一三号）

参議院議員石垣のりこ提出村山談話における「国策を誤り」との認識及び植民地支配の対象に関する質問に対する答弁書（第一四号）

報告書提出

十一月六日委員長から次の報告書を提出した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第一六号）審査報告書

報告書受領

十一月六日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四条４の規定に基づく二千二十五年の国際連合教育科学文化機関第四十三回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

また、同日内閣から、死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく「令和七年度政府が講じた死因究明等に関する施策」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告を受領した。

人事異動

国家公安委員会

（警察庁警備局公安課長）警視長　重久　真毅

鹿児島県警察本部長を命ずる（十月二十六日）

警察庁

（警察庁長官官房付）警視長　花岡　一央

警察庁警備局公安課長を命ずる（十月二十六日）

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　柴田　啓太

辞職を承認する（十一月一日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する

筒井　信隆

正五位に叙する（各通）

小川　大介

若松三千男

藤原　修志

森　光央

従五位に叙する（各通）

井上　正廣

大西　義計

谷口　正規

菊地　進

中林　稔

正六位に叙する（各通）

内田　昭

木村　文司

近藤　邦夫

佐藤　正信

天摩　藤雄

中村　武雄

米澤　繁夫

従六位に叙する（各通）

松山　紀光

米持　正伸

（福岡県警部補）

渡邊　剛

正七位に叙する（各通）

大井　利夫

佐藤　幸一

従七位に叙する（各通）（以上十月一日）

（東京大学名誉教授）

庄司　正弘

正四位に叙する

黒瀬　和美

従五位に叙する

岡崎　邦夫

正六位に叙する（各通）

小川　武雄

上田　卓爾　貝嶋　肇　春日　山次
齋藤　健　佐藤　文男　竹山惠一郎
永井　正行　梨本　清一　西塚　勇
森川　康成　渡辺　勝夫

従六位に叙する（各通）
冨浦　巖　守部　信秋

従七位に叙する（各通）（以上十月二日）
齊藤斗志二

従三位に叙する
大内　良一

正五位に叙する（各通）
小池　良隆

角高　修　齊藤　高稔

正六位に叙する（各通）
安里　勲　岩崎　丈夫
賀川　勝徳　桑子昇市郎
清水　宏　須藤　重光
田中　雅智　中田　貞勝
（徳島県板野町議会議員）
松本　隆　文字　達

従六位に叙する（各通）
上田　喆夫

正七位に叙する（各通）
三瓶　福昭

（准海尉）
従七位に叙する（各通）（以上十月三日）
（東京工業大学名誉教授）
藤原　英二
牧野順四郎

従四位に叙する（各通）
中島　愼一

正五位に叙する
有澤　槇雄　竹村　光雄
平野　俊和　向井地博史

従五位に叙する（各通）
碇山　巖　大島　清松
酢谷伊知郎　間瀬　芳郎
與野　澤子

正六位に叙する（各通）
青木　忠　大塚　晴雄
川上　幸一　齊藤　光男
高森　昇　灘井　學
星野　実　三村　治輝
山田　榮次　山村　寛一

従六位に叙する（各通）
齊藤　惠藏
森　和也

従七位に叙する（各通）（以上十月三日）
藤原　英二
牧野順四郎

従六位に叙する（各通）
小野　清次
須藤　秀雄
福島　俊和
宮崎　好運

正五位に叙する
竹村　光雄
向井地博史

従五位に叙する（各通）
大島　清松
齊藤　惠藏
間瀬　芳郎
森　和也

正六位に叙する（各通）
大塚　晴雄
齊藤　光男
灘井　學
三村　治輝
山村　寛一

従六位に叙する（各通）
渡辺　勝夫
守部　信秋
西塚　勇
山次

従七位に叙する（各通）（以上十月二日）
齊藤斗志二

従三位に叙する
大内　良一

正五位に叙する（各通）
小池　良隆

平野　成介

正六位に叙する（各通）
上村良比古
小松　三正
竹下　幸弘
西本　政司
松浦　昶
山内　茂

従六位に叙する（各通）
古賀　賢治

正七位に叙する（各通）
田上富士雄
三浦　英

従七位に叙する（各通）（以上十月四日）
小泉　一郎

正六位に叙する（各通）
中山　富広

従六位に叙する
唐澤　行雄

正七位に叙する
金田　誠
安藤　博

従七位に叙する（以上十月六日）
雑賀　俊夫

正五位に叙する
上原　真順

従六位に叙する
森下　四郎

正六位に叙する
三河　照夫

従六位に叙する（各通）
瀬古　正

正七位に叙する（以上十月七日）
川元　一夫

正七位に叙する（十月八日）
井岡　拓路

従六位に叙する
網谷　奨太

正七位に叙する（以上七年五月十四日）
○叙勲
三田　清一

旭日単光章を授ける（各通）（十月一日）
宮田　芳典

旭日単光章を授ける（十月二日）
角高　修
松浦　昶

旭日双光章を授ける（各通）
（徳島県板野町議会議員）
牛島　重憲

旭日単光章を授ける（以上十月三日）
原田　淳

旭日単光章を授ける（十月四日）
（平川市議会議員）
田端　卓男

旭日単光章を授ける（各通）（十月七日）
大縄　武夫

幾田　守夫　大森　勝治
須田　宗人　東浦　弘至
帆苅　恒徳

正七位に叙する（各通）
桑原　昭八
山田　厚志

従七位に叙する（各通）（以上十月四日）
冨田　實

従五位に叙する
大城　正則

正六位に叙する（以上十月五日）
中山　富広

従六位に叙する
唐澤　行雄

正七位に叙する
金田　誠

従七位に叙する（以上十月六日）
安藤　博

正五位に叙する
雑賀　俊夫

正六位に叙する
上原　真順

従六位に叙する（各通）
森下　四郎

従七位に叙する（以上十月七日）
瀬古　正

正七位に叙する（十月八日）
井岡　拓路

従六位に叙する
網谷　奨太

正七位に叙する（以上七年五月十四日）
○叙勲
中江　宏樹　正木　眞一
三田　清一

旭日単光章を授ける（各通）（十月一日）
宮田　芳典

旭日単光章を授ける（十月二日）
角高　修
松浦　昶

旭日双光章を授ける（各通）
（徳島県板野町議会議員）
牛島　重憲

旭日単光章を授ける（以上十月三日）
原田　淳

旭日単光章を授ける（十月四日）
（平川市議会議員）
田端　卓男

旭日単光章を授ける（各通）（十月七日）
大縄　武夫

工藤　通昭
藤縄　秀利

中村　和夫
吉川　信幸

冨田　實

大城　正則

中山　富広

唐澤　行雄

金田　誠

安藤　博

雑賀　俊夫

上原　真順

瑞宝小綬章を授ける
大西　義計　菊地　進
中村　武雄　米持　正伸

瑞宝双光章を授ける（各通）
大井　利夫　佐藤　幸一
佐藤　正信　芳賀　明靖

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月一日）
上田　卓爾　黒瀬　和美　齋藤　健
冨浦　巖　永井　正行

瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二日）
小池　良隆

瑞宝小綬章を授ける
齊藤　高稔
小松　三正　清水　宏
竹下　幸弘　平野　成介

瑞宝双光章を授ける（各通）
田中　雅智　田上富士雄

（准海尉）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三日）
三浦　英

（東京工業大学名誉教授）
藤原　英二
牧野順四郎

瑞宝中綬章を授ける（各通）
梅藤　仁志　向井地博史

瑞宝小綬章を授ける（各通）
幾田　守夫　工藤　通昭　齊藤　惠藏
酢谷伊知郎　高森　昇　灘井　學
間瀬　芳郎　宮崎　好運　森　和也

瑞宝双光章を授ける（各通）
與野　澤子

瑞宝単光章を授ける（各通）
大森　勝治　桑原　昭八　中村　和夫
東浦　弘至　松田　重雄　三村　治輝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月四日）
飛田　哲　中山　富広

瑞宝双光章を授ける（各通）
安藤　博　中山　峰雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月六日）
雑賀　俊夫

瑞宝小綬章を授ける
上原　真順　島田　修

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十月七日）
川元　一夫

瑞宝単光章を授ける（十月八日）
（一等空尉）
網谷　奨太
（三等空佐）
井岡　拓路

旭日双光章を授ける（各通）（七年五月十四日）
藤原　修志

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カンボジアの独立記念日につき、十一月六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年十一月十日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年８月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
熊本県知事(1)第02439号	株式会社グローカル・クラウドファンディング
沖縄県知事(1)第04262号	サンライズおきなわ

令和８年８月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
広島県知事(4)第01371号	東洋商事
関東財務局長(6)第01462号	なのはな信用保証株式会社
関東財務局長(7)第01421号	株式会社ＮＴＴドコモ
東京都知事(1)第31956号	aviner株式会社
京都府知事(1)第03426号	松栄

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	一号
㈢ 占用を制限する区域	横浜市西区戸部本町五二番一から同市西区中央二丁目七九番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年十一月十一日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　九州地方整備局長　森下　博之

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百一号
㈢ 占用を制限する区域	行橋市大字中津熊字古川七三五番一〇から同市大字中津熊字芝原七五七番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年十一月十日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月10日　福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,137円」を「１時間1,195円」に改める。

公　聴　会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の草案について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十三条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公示する。

令和八年十一月十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

一　案件　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

二　期日　令和八年十一月三十日

三　場所　東京都千代田区霞が関一丁目二番二号　中央合同庁舎第五号館　厚生労働省労働基準局第一会議室

法務省告示配第百七十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年十一月十日　法務大臣　日下　貴司

住所　静岡県掛川市
カトゥーズプール・モハマド・ハッサン　昭和45年１月11日生

住所　神戸市中央区
劉碧瑩　昭和45年９月19日生

住所　兵庫県宝塚市
李鑌植　昭和46年７月14日生

住所　兵庫県宝塚市
朴京愛　昭和48年９月15日生

住所　兵庫県宝塚市
李創太　平成19年７月２日生

住所　兵庫県宝塚市
李映和　平成21年５月４日生

住所　横浜市西区
賴姿伶　昭和52年10月14日生

住所　横浜市瀬谷区
関喬云　平成20年10月31日生

住所　横浜市瀬谷区
ダオ・ミン・ヒエン　平成18年８月13日生

住所　東京都大田区
李函憶　平成元年２月15日生

住所　京都府八幡市
謝佳宜　平成８年10月３日生

住所　神奈川県大和市
鄒盈欣　平成10年12月６日生

住所　川崎市多摩区
鄒旭輝　平成13年11月30日生

住所　横浜市港南区
孔儷娟　昭和43年10月５日生

住所　東京都府中市
カルナリサ・デスミー・ハリム　平成７年12月１日生

住所　埼玉県深谷市
ニランジャン・シュレスタ　平成元年11月30日生

住所　群馬県邑楽郡大泉町
プリシラ・シルバ・ハナシロ　昭和62年９月28日生

住所　大阪市生野区
辛雅　平成２年11月12日生

住所　大阪市住吉区
康文姫　昭和35年３月31日生

住所　大阪府守口市
李哲　昭和46年12月27日生

住所　大阪市旭区
李裕子　昭和45年７月31日生

住所　東京都練馬区
李七夏　平成14年７月８日生

住所　大阪市旭区
李大河　平成16年12月27日生

住所　東京都足立区
宋史佳　平成10年６月16日生

住所　東京都足立区
石ヨシユ　昭和22年４月15日生

住所　東京都練馬区
崔里奈　昭和61年５月16日生

住所　大阪府茨木市
金圭孝　昭和51年７月22日生

法務省告示配第百七十八号

島根県松江市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十二月十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、松江市役所又は松江地方法務局に照会すること。

令和八年十一月十日　法務大臣　山下　貴司

島根県八束郡森山村大字下宇部尾七百二十九番地　錦織彦三郎

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都品川区北品川六丁目７番29号**富士石油株式会社**の千葉県袖ケ浦市北袖１番地富士石油株式会社袖ケ浦製油所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年11月10日

千葉地方法務局木更津支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第１２６号

神奈川県秦野市沼代新町１番40号

申立人　花立　昭雄

本籍鹿児島県薩摩郡さつま町神子647番地は号

最後の住所鹿児島県薩摩郡さつま町神子647番地５

死亡の場所鹿児島県薩摩郡さつま町

死亡年月日令和８年２月13日

出生の場所鹿児島県薩摩郡樋脇町

出生年月日昭和31年２月７日

職業無職　被相続人　亡　花立　洋子

事務所鹿児島市上福元町5884－１芝原総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　芝原　章吾

催告期間満了日　令和９年５月31日

鹿児島家庭裁判所川内支部

令和８年（家）第９０６７号

秋田県大仙市協和境字野田74番地３

申立人　齊藤冨士子

本籍秋田県秋田市雄和萱ケ沢字杉菜沢88番地

最後の住所秋田市雄和萱ケ沢字杉菜沢88番地

死亡の場所秋田県秋田市

死亡年月日令和８年５月12日

出生の場所秋田県秋田市

出生年月日平成５年３月17日

職業無職　被相続人　亡　京極　春菜

秋田市川尻御休町９番39号

アスポート御休館２階２－２号室

相続財産清算人　司法書士　三浦　修

催告期間満了日　令和９年５月20日

秋田家庭裁判所

令和８年（家）第４０６０号

長野県佐久市清川408番地

申立人　大塚　寛美

本籍東京都中野区弥生町１丁目57番地

最後の住所長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町1623番地６佐久療護園

死亡の場所長野県南佐久郡佐久穂町

死亡年月日令和８年７月７日

出生の場所東京都中野区

出生年月日昭和32年５月17日

職業無職　被相続人　亡　関　邦和

事務所　長野県佐久市岩村田1872番地13あさま法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川島　豊

催告期間満了日　令和９年５月20日

長野家庭裁判所佐久支部

令和８年（家）第９０９１号

旭川市豊岡５条２丁目８番９号

申立人　岩原　史弥

本籍北海道根室市大正町１丁目21番地

最後の住所旭川市末広８条６丁目5307番地老人保健施設サニーヒル

死亡の場所北海道旭川市

死亡年月日令和８年７月26日

出生の場所樺太名好郡塔路町

出生年月日昭和15年８月23日

職業無職　被相続人　亡　奈良　聖一

事務所旭川市６条通13丁目左４号いわはら司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　岩原　史弥

催告期間満了日　令和９年５月31日

旭川家庭裁判所

令和８年（家）第１２４７号

島根県松江市殿町１番地

申立人　島根県

本籍島根県江津市二宮町神村53番内第１地

最後の住所島根県江津市二宮町神村53番内第１地

死亡の場所島根県江津市

死亡年月日令和７年６月20日

出生の場所島根県江津市

出生年月日昭和12年１月27日

職業無職　被相続人　亡　山藤　悦子

東京都港区虎ノ門一丁目11番９号コンシェリア虎ノ門７０４

相続財産清算人　弁護士法人佐和法律事務所

催告期間満了日　令和９年５月28日

松江家庭裁判所浜田支部

令和８年（家）第８１１７７号

大阪市大正区北村三丁目８番２５号

申立人　昭和山第３コーポ管理組合

本籍熊本県熊本市北区植木町那知３２２番地

最後の住所大阪市大正区北村三丁目８番２－１０４号

死亡の場所大阪府大阪市大正区

死亡年月日令和７年７月１０日

出生の場所愛媛県越智郡岡山村

出生年月日昭和１２年３月２０日

職業　不明　被相続人　亡　宮本　磨利子

住所　大阪市中央区北浜２丁目１番２１号　北浜ゲイトビル９０１号

相続財産清算人　弁護士　堀川　智子

催告期間満了日　令和９年６月１４日

大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８１１８１号

大阪市北区中之島１丁目３番２０号

申立人　大阪市

本籍鳥取県倉吉市明治町１１０１番地

最後の住所大阪府大阪市淀川区新高一丁目１４番６１号

死亡の場所兵庫県尼崎市

死亡年月日平成２４年１２月３日

出生の場所大阪府布施市

出生年月日昭和１８年１２月１９日

職業　不明　被相続人　亡　松永　宣子

住所　大阪市北区西天満６－７－４　大阪弁護士ビル８１１号

相続財産清算人　弁護士　山口　心平

催告期間満了日　令和９年６月１５日

大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８８０号

千葉県茂原市道表６番地８　オフィスＫ２階

茂原総合法律事務所

申立人　松本　知世

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町二丁目２６７番地

最後の住所千葉県いすみ市新田若山深堀入会地９番地

死亡の場所千葉県勝浦市

死亡年月日令和８年１月２９日

出生の場所神奈川県横浜市保土ケ谷区

出生年月日昭和１０年１２月９日

職業　無職　被相続人　亡　田中　佐保子

事務所　千葉県茂原市道表６番地８　オフィスＫ２階　茂原総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松本　知世

催告期間満了日　令和９年７月３日

千葉家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第８１１０６号

大阪市北区中之島１丁目３番２０号

申立人　大阪市

本籍兵庫県篠山市今田町市原６４番地

最後の住所大阪市東淀川区井高野４丁目７番１０２号

死亡の場所大阪府大阪市東淀川区

死亡年月日平成３０年７月２１日から３１日までの間

出生の場所兵庫県多紀郡今田町

出生年月日昭和１２年１０月２４日

職業　不明　被相続人　亡　大西　勝次

住所　大阪市中央区平野町２丁目２番９号ビル皿井８０３

相続財産清算人　弁護士　金　建龍

催告期間満了日　令和９年６月９日

大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８１１４９号
大阪市北区中之島１丁目３番２０号
申立人　大阪市
本籍大阪市生野区田島四丁目１４８番地
最後の住所大阪市生野区中川６丁目１２番２０号
死亡の場所大阪市生野区
死亡年月日平成１６年１月６日
出生の場所大阪市東成区猪飼野町四百三十九番地
出生年月日昭和２年３月１０日
職業　不明　　被相続人　亡　石井　靜江
住所　大阪市中央区平野町２丁目２番９号ビル皿井８０３
相続財産清算人　弁護士　金　建龍
催告期間満了日　令和９年６月９日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４０３０２号
札幌市豊平区旭町６丁目２番１号
申立人　サンハイツ木の花管理組合法人
本籍北海道札幌市豊平区月寒西３条５丁目４番
最後の住所札幌市豊平区旭町６丁目２番１－315号
死亡の場所北海道札幌市豊平区
死亡年月日推定令和７年９月８日
出生の場所北海道美唄市
出生年月日昭和25年１月24日
職業不明　　被相続人　亡　小笠原哲士
札幌市中央区北３条西18丁目２－７新田ビル４階　諸星法律事務所
相続財産清算人　弁護士　諸星　渓太
催告期間満了日　令和９年６月８日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第３０３５号
福岡県久留米市花畑２丁目５－５吉本ビル３階
申立人　塩澄　哲也
本籍福岡県大牟田市長溝町５番地３
最後の住所福岡県大牟田市大字久福木905番地２　シニアライフ久福木
死亡の場所熊本県荒尾市
死亡年月日令和８年６月７日
出生の場所福岡県大牟田市
出生年月日昭和18年10月16日
職業無職
被相続人　亡　伊原　純子
福岡県久留米市花畑２丁目５－５吉本ビル３階ゆずりは法律事務所
相続財産清算人　弁護士　塩澄　哲也
催告期間満了日　令和９年５月31日
福岡家庭裁判所大牟田支部

令和８年（家）第３００５７号
広島県世羅郡世羅町大字東神崎294番地
申立人　児玉　英起
本籍広島県世羅郡世羅町大字東神崎294番地
最後の住所広島県世羅郡世羅町大字東神崎294番地
死亡の場所広島県世羅郡世羅町
死亡年月日令和７年８月27日
出生の場所広島県三原市
出生年月日昭和62年４月18日
職業無職　　被相続人　亡　児玉　一樹
事務所広島県三原市宮沖５丁目５番３号三誓ビル202号　山根法律会計事務所
相続財産清算人　弁護士　山根　　務
催告期間満了日　令和９年５月25日
広島家庭裁判所尾道支部

令和８年（家）第７６４号
青森市新町二丁目４番１号
申立人　青森県信用保証協会
本籍青森県青森市長島四丁目60番地
最後の住所青森県青森市長島４丁目８番13号
死亡の場所青森県青森市
死亡年月日令和７年９月５日
出生の場所青森県青森市
出生年月日昭和28年８月21日
職業　建設業　　被相続人　亡　高橋　昌俊
事務所青森市けやき１丁目２番47号　ＬＲＴ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山口　最史
催告期間満了日　令和９年６月２日
青森家庭裁判所

令和８年（家）第３０２０２号
千葉県市川市市川１丁目７番１号コスモ市川３０１
申立人　あおぞら成年後見ネット一般社団法人
本籍茨城県潮来市潮来８５番地１
最後の住所千葉県市川市柏井町２丁目７２７番地特別養護老人ホーム市川三愛
死亡の場所千葉県市川市
死亡年月日令和８年２月１９日
出生の場所茨城県鹿島郡波野村
出生年月日昭和１８年２月１８日
職業　無職　被相続人　亡　矢島　俊男
事務所　千葉県市川市八幡３丁目１番１８号３階シャトー増田Ｎｏ．３　法律事務所羅針盤
相続財産清算人　弁護士　本田　真郷
催告期間満了日　令和９年６月１５日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第３２１１号
神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目１番１号
申立人　株式会社横浜銀行
本籍神奈川県小田原市前川385番地
最後の住所神奈川県小田原市前川379番地の７
死亡の場所神奈川県小田原市
死亡年月日令和５年７月25日
出生の場所神奈川県中郡二宮町
出生年月日昭和５年11月23日
職業不詳　　被相続人　亡　石塚　敏子
事務所　神奈川県小田原市栄町１丁目10番４号302号室　小田原あゆむ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中川裕貴子
催告期間満了日　令和９年５月24日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和８年（家）第３１７９号
名古屋市中区丸の内３丁目５番10号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍東京都墨田区八広１丁目117番地
最後の住所神奈川県厚木市上依知181番地ファンコート厚木
死亡の場所神奈川県厚木市
死亡年月日令和７年11月14日
出生の場所東京都世田谷区
出生年月日昭和23年11月16日
職業無職　　被相続人　亡　小川　壽男
事務所　神奈川県厚木市中町２丁目８番13号ＴＰＲ厚木ビル６階　弁護士法人常磐法律事務所本厚木支店
相続財産清算人　弁護士　那須川　忠駿
催告期間満了日　令和９年５月24日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和８年（家）第１７０１１号
沖縄県国頭郡金武町字金武1918番地3
申立人　仲田　千春
本籍沖縄県那覇市古波蔵2丁目82番地
最後の住所沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1295番地　特別養護老人ホームでいご園
死亡の場所沖縄県国頭郡宜野座村
死亡年月日令和8年5月25日
出生の場所沖縄県島尻郡真和志村
出生年月日昭和15年8月19日
職業無職
被相続人　亡　玉城　光男
沖縄県名護市大南1丁目9番4号
相続財産清算人　司法書士　中空　潤也
催告期間満了日　令和9年5月31日
那覇家庭裁判所名護支部

令和８年（家）第４９４号
茨城県高萩市大字島名２０１４番地の１６
申立人　小板橋　暢
本籍茨城県高萩市大字島名２１２９番地４６
最後の住所茨城県高萩市大字島名２１２９番地の４６
死亡の場所茨城県高萩市
死亡年月日令和８年４月１４日
出生の場所群馬県吾妻郡中之条町
出生年月日昭和４４年８月２５日
職業無職　　被相続人　亡　小板**橋**　肇
茨城県日立市助川町１－１３－１５Ａｐｐｌｅ　ｃｏｕｒｔ　C102佐久間総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐久間友則
催告期間満了日　令和９年６月９日
水戸家庭裁判所日立支部

令和８年（家）第２１１８号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目974番地の19
申立人　井上　淳雄
神奈川県相模原市中央区相模原２丁目３番１－203号
申立人　井上　和彦
本籍大阪府和泉市坪井町５番地４
最後の住所大阪府和泉市坪井町972番地の１
死亡の場所大阪府大阪狭山市
死亡年月日令和６年９月９日
出生の場所大阪府和泉市
出生年月日昭和43年８月11日
職業　会社員　　被相続人　亡　井上　欣也
堺市堺区中瓦町１丁１番21号　堺東八幸ビル５階
相続財産清算人　弁護士　小林　邦子
催告期間満了日　令和９年６月13日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和８年（家）第７１７２９号
千葉県船橋市小室町３０７２
申立人　石川　隆一
本籍秋田県大館市花岡町字姥沢２４番地
最後の住所東京都杉並区井草３丁目１５番３－３０１号
死亡の場所東京都杉並区
死亡年月日令和８年２月２１日頃
出生の場所秋田県北秋田郡花岡町
出生年月日昭和１８年２月２２日
職業　無職　被相続人　亡　石川　麗子
事務所　東京都千代田区二番町３番地５麹町三葉ビル４階　半蔵門総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉田　秀平
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第４０２６号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字東ノ口26番地３　106号
申立人　山根　正弘
本籍京都府与謝郡与謝野町字明石1293番地
最後の住所京都府与謝郡与謝野町字明石1293番地
死亡の場所京都府与謝郡与謝野町
死亡年月日平成29年１月18日
出生の場所京都府与謝郡加悦町
出生年月日昭和15年３月10日
職業　不詳　被相続人　亡　山根　克已
事務所　京都府与謝郡与謝野町字岩滝2029番地７　さわだ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　澤田　将樹
催告期間満了日　令和９年５月20日
京都家庭裁判所宮津支部

令和８年（家）第２０９３号
京都府宇治市五ケ庄三番割32番地の１
申立人　医療法人栄仁会
本籍東京都文京区小日向１丁目47番地
最後の住所滋賀県大津市唐橋町７番40－302号カスシア唐橋
死亡の場所京都府宇治市
死亡年月日令和７年12月２日
出生の場所滋賀県栗太郡瀬田町
出生年月日昭和32年４月14日生
職業無職　被相続人　亡　稲田　浩也
滋賀県草津市大路１丁目11番８号　ジュンビル５階　さざなみ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中村　正哉
催告期間満了日　令和９年６月14日
大津家庭裁判所

令和８年（家）第１２７２号
岡山市北区春日町５番６号
申立人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所
本籍神奈川県藤沢市長後１０２２番地
最後の住所岡山県美作市安蘇７２１番地
死亡の場所岡山県美作市
死亡年月日令和８年６月１３日
出生の場所長野県諏訪郡上諏訪町
出生年月日昭和１５年４月１６日
職業無職　被相続人　亡　堀江　豊
事務所岡山県津山市南新座３４番地アリコベール・しんざ２０１弁護士法人アソシエーション・つやま
相続財産清算人　弁護士　津田　真臣
催告期間満了日　令和９年５月２１日
岡山家庭裁判所津山支部

令和８年（家）第１３３７号
岡山県美作市楢原中２１５番地１
申立人　絹田　美代子
本籍岡山県美作市長谷内２６３番地
最後の住所岡山県美作市楢原中２１５番地１
死亡の場所岡山県美作市
死亡年月日令和８年３月２２日
出生の場所岡山県英田郡粟広村
出生年月日昭和２４年４月２１日
職業会社員　被相続人　亡　絹田　律夫
事務所岡山県津山市山北６３０－２福島ビル２０１号室津山さくら法律事務所
相続財産清算人　弁護士　瀧川　浩司
催告期間満了日　令和９年５月２１日
岡山家庭裁判所津山支部

令和８年（家）第１４６号
徳島県美馬市脇町大字北庄629番地２
申立人　吉田　文昭
本籍徳島県美馬市脇町大字北庄616番地
最後の住所徳島県美馬市脇町大字北庄616番地
死亡の場所徳島県美馬市
死亡年月日令和４年12月２日頃
出生の場所徳島県美馬郡脇町
出生年月日昭和34年８月９日
職業　無職　被相続人　亡　光山　徹
徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南98番地１
相続財産清算人　行政書士　玉井百合子
催告期間満了日　令和９年５月31日
徳島家庭裁判所美馬支部

令和８年（家）第５１０５号
岡山県倉敷市玉島1438番地
申立人　玉島信用金庫
本籍岡山県笠岡市六番町４番地５
最後の住所岡山県笠岡市六番町４番地５
死亡の場所岡山県笠岡市
死亡年月日令和７年６月23日
出生の場所岡山県笠岡市
出生年月日昭和34年８月28日
職業会社役員
被相続人　亡　畑中　和敏
岡山県倉敷市川西町10番２号　倉敷川西町ＲＧＢ３階　弁護士法人田原法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田原　洋介
催告期間満了日　令和９年５月20日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和８年（家）第７１８３１号
東京都世田谷区太子堂３丁目３０番８号
申立人　円泉寺
本籍東京都世田谷区太子堂５丁目１０８番地
最後の住所東京都世田谷区太子堂２丁目３６番４号
死亡の場所東京都世田谷区
死亡年月日推定令和７年１１月２日
出生の場所東京都渋谷区
出生年月日昭和３４年１１月２３日
職業　不明　被相続人　亡　池田　佳人
事務所　東京都新宿区新宿１丁目８番５号新宿御苑室町ビル５階　三宅・今井・池田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　志甫　治宣
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７６４０号
名古屋市守山区市場13番２号　ライオンズマンション矢田川橋緑地イースト902号室
申立人　杉山　啓
本籍名古屋市千種区春岡一丁目2806番地
最後の住所名古屋市千種区若水二丁目３番13号サンマンション千種公園Ｂ－701
死亡の場所愛知県名古屋市千種区
死亡年月日平成29年１月４日
出生の場所愛知県名古屋市東区
出生年月日昭和３年９月17日
職業　無職　被相続人　亡　杉山美江子
事務所名古屋市中区丸の内三丁目17番13号　いちご丸の内ビル５階　ユナイテッド・パートナーズ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宮澤宏太郎
催告期間満了日　令和９年６月11日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１７０１３号
沖縄県沖縄市照屋１丁目42番10号
申立人　仲宗根　寛則
本籍沖縄県名護市字真喜屋１８７番地
最後の住所沖縄県沖縄市照屋１丁目44番12号
死亡の場所沖縄県うるま市
死亡年月日令和６年12月24日
出生の場所沖縄県国頭郡羽地村
出生年月日昭和19年８月８日
職業　不明　被相続人　亡　大城　昭成
住所　沖縄県沖縄市字登川2271番地18
相続財産清算人　運天　寛樹
催告期間満了日　令和９年５月31日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和８年（家）第１０１８６号
石川県金沢市粟崎町五丁目17番地
申立人　株式会社ウエダ
本籍石川県金沢市彦三町二丁目46番地
最後の住所石川県金沢市粟崎町５丁目17番地
死亡の場所石川県金沢市
死亡年月日令和３年10月26日
出生の場所石川県金沢市
出生年月日昭和24年３月17日
職業不明　被相続人　亡　越井　清一
事務所石川県金沢市大手町７番13号　内田清隆法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中島　滉平
催告期間満了日　令和９年５月24日
金沢家庭裁判所

令和８年（家）第７０２１１号
兵庫県加古川市加古川町備後178番１
申立人　加古川鳩里団地管理組合
本籍兵庫県加古川市加古川町木村178番地
最後の住所兵庫県加古川市加古川町備後178番地の１加古川鳩里団地２－103号
死亡の場所兵庫県加古川市
死亡年月日令和６年11月17日
出生の場所兵庫県加古川市
出生年月日昭和44年２月18日
職業不明　被相続人　亡　守　理佐
事務所兵庫県姫路市三左衛門堀東の町78有交ビル３階有田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　有田　玲子
催告期間満了日　令和９年５月31日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和８年（家）第１８１号
香川県善通寺市櫛梨町1399番地５
申立人　多田ミチコ
本籍香川県善通寺市櫛梨町1426番地
最後の住所香川県善通寺市櫛梨町1399番地５
死亡の場所香川県善通寺市
死亡年月日平成17年11月12日
出生の場所香川県仲多度郡象郷村
出生年月日昭和23年６月23日
職業不明　被相続人　亡　多田　文雄
香川県丸亀市山北町35８番地２　崎川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　崎川　勇登
催告期間満了日　令和９年５月31日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和　８年（家）第３００４２号
広島県三次市十日市中２丁目８番１号
申立人　三次市長福岡誠志
本籍島根県邑智郡美郷町都賀西315番地
最後の住所広島県三次市作木町大津115番地
大津住宅１号棟
死亡の場所広島県三次市
死亡年月日令和８年３月中旬頃
出生の場所島根県邑智郡大和村
出生年月日昭和33年１月16日
職業不明　被相続人　亡　杉本　英樹
事務所広島市安佐南区祇園３丁目３番28号第２スカイビル202
相続財産清算人　司法書士　養祖健太郎
催告期間満了日　令和９年６月４日
広島家庭裁判所三次支部

令和８年（家）第９０８１号
旭川市南７条通20丁目1967番地の174
申立人　久保　靜枝
本籍北海道旭川市南７条通20丁目1967番地174
最後の住所旭川市南７条通20丁目1967番地の174
死亡の場所北海道旭川市
死亡年月日令和７年８月27日
出生の場所北海道斜里郡斜里町
出生年月日昭和18年７月30日
職業不明
被相続人　亡　久保　武司
札幌市中央区大通西11丁目４－22　第２大通藤井ビル８階　アンビシャス総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　森谷　拓朗
催告期間満了日　令和９年５月31日
旭川家庭裁判所

令和８年（家）第３００６９号
兵庫県姫路市書写50番地１
申立人　川島　卓也
本籍兵庫県小野市昭和町40１番地１
最後の住所兵庫県明石市魚住町錦が丘二丁目６番地の８　愛老園
死亡の場所兵庫県明石市
死亡年月日令和８年５月１日
出生の場所兵庫県小野市
出生年月日昭和32年３月18日
職業　無職　被相続人　亡　岸中　浩基
兵庫県明石市大明石町１丁目13番７号あうる法律事務所
相続財産清算人　弁護士　片岡　昌樹
催告期間満了日　令和９年５月20日
神戸家庭裁判所明石支部

令和８年（家）第３１６２号
富山県高岡市西海老坂６２５番地
申立人　谷　晴雄
本籍富山県高岡市西海老坂６２７番地
最後の住所富山県高岡市西海老坂６２７番地
死亡の場所富山県高岡市
死亡年月日令和６年３月２４日
出生の場所富山県下新川郡飯野村
出生年月日昭和１９年５月２１日
職業無職　被相続人　亡　藤澤　幸子
事務所　富山県高岡市西海老坂６０８番地小谷事務所
相続財産清算人　行政書士　小谷　鉄之助
催告期間満了日　令和９年５月２８日
富山家庭裁判所高岡支部

令和８年（家）第７６６６号
名古屋市北区辻本通三丁目２番地の２
申立人　特定非営利活動法人サポートゆう
本籍名古屋市中川区供米田三丁目3203番地
最後の住所名古屋市中川区供米田三丁目3203番地
死亡の場所愛知県名古屋市中川区
死亡年月日令和７年12月14日
出生の場所愛知県海部郡蟹江町
出生年月日昭和９年６月26日
職業　無職　被相続人　亡　山本　慶子
事務所名古屋市中村区名駅南一丁目５番17号ネットプラザ柳橋ビル４階　弁護士法人水野綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　栗山　　晋
催告期間満了日　令和９年６月11日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第９０６６２号
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目５番１０号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍東京都世田谷区松原四丁目２番
最後の住所東京都立川市富士見町七丁目３番１号リバーストンハイツ１０３号
死亡の場所東京都立川市
死亡年月日令和６年７月６日
出生の場所宮城県牡鹿郡石巻町
出生年月日昭和７年１月１４日
職業　無職　被相続人　亡　早坂　洋子
事務所　東京都国分寺市本町３丁目９番１６号本田ビル４階　武蔵国分寺法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高木　理恵子
催告期間満了日　令和９年５月２０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第７０９７１号
千葉県千葉市中央区生実町１１９８番地２
申立人　時田　利明
本籍東京都江戸川区本一色二丁目２６番
最後の住所東京都江戸川区本一色二丁目２６番１０号
死亡の場所東京都江戸川区
死亡年月日令和７年９月１３日
出生の場所東京府東京市城東区
出生年月日昭和１２年１月７日
職業　無職　被相続人　亡　福島　とみ
事務所　東京都千代田区有楽町２丁目１０番１号東京交通会館１１階　銀座第一法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大谷　郁夫
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１５０８号
東京都国分寺市本多４丁目１２番４号
申立人　渡邊　裕亨
本籍東京都国分寺市南町三丁目２７００番地
最後の住所東京都足立区竹の塚７丁目１９番１１号竹の塚あかしあの杜
死亡の場所東京都足立区
死亡年月日令和４年９月２日
出生の場所東京都足立区
出生年月日昭和３５年１２月１２日
職業　無職　被相続人　亡　渡邊　和彦
事務所　東京都中央区八丁堀３丁目２６番９号ＶＯＲＴ八丁堀１１階　弁護士柴田幸一郎法律事務所
相続財産清算人　弁護士　柴田　幸一郎
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１３６３号
東京都大田区新蒲田１－１８－２２
申立人　東京都大田都税事務所長
本籍東京都大田区本羽田三丁目２０番
最後の住所東京都大田区本羽田３丁目２０番１７－４０４号
死亡の場所東京都大田区
死亡年月日令和７年１月２１日から３１日までの間
出生の場所山形県最上郡最上町
出生年月日昭和４９年９月９日
職業　不明　被相続人　亡　菅　香織
事務所　東京都港区赤坂５丁目４番９号　赤坂５丁目ビル３階　赤坂西法律事務所
相続財産清算人　弁護士　悴田　美生
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第１７００６号
沖縄県宮古島市平良字荷川取284番地４
申立人　前泊　晃子
本籍沖縄県宮古島市平良字西仲宗根856番地
最後の住所沖縄県宮古島市平良字西仲宗根857番地１
死亡の場所沖縄県宮古島市
死亡年月日令和８年２月25日
出生の場所沖縄県平良市
出生年月日昭和54年７月26日
職業パート従業員
被相続人　亡　上地　伸一郎
沖縄県那覇市泉崎２丁目３－20　三医会ビル３階
相続財産清算人　桜井　愛
催告期間満了日　令和９年５月18日
那覇家庭裁判所平良支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（ヘ）第１号

東京都港区芝三丁目１番12号
申立人　美和ロック株式会社
代表者代表取締役　川邉　浩史
権利を争う旨の申述の終期　令和９年１月25日
令和８年９月10日
高松簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　3通
⑴手形番号　D505244
金額　10,000,000円
支払期日　令和８年５月５日
支払地　高松市亀井町
支払場所　香川県信用組合本店営業部
振出日　令和８年２月５日
振出地　高松市花ノ宮町
振出人　有限会社カギ商　代表取締役　御厩千博
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　D505245
金額　3,000,000円
⑶手形番号　D505246
金額　50,015円
⑵及び⑶の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第１２号

長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷1206番地
申立人　藤崎　秋浩
本籍長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷1206番地
最後の住所長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷1206番地
不在者　藤崎　直治
昭和46年10月３日生
届出期間満了日　令和９年２月26日
長崎家庭裁判所大村支部

令和８年（家）第６９５５号

東京都渋谷区代々木１丁目30番14号天翔代々木ＡＮＮＥＸビル011号室安永山元法律事務所
申立人　山元　裕子
本籍山梨県南都留郡富士河口湖町大石99番地
最後の住所アメリカ合衆国以下不詳
不在者　渡邉　義雄
昭和２年12月９日生
届出期間満了日　令和９年２月19日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第６９５７号

東京都渋谷区代々木１丁目30番14号天翔代々木ＡＮＮＥＸビル011号室安永山元法律事務所
申立人　山元　裕子
本籍山梨県南都留郡富士河口湖町大石99番地
最後の住所　アメリカ合衆国以下不詳
不在者　渡邉　　實
昭和７年10月４日生
届出期間満了日　令和９年２月19日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第２０３６号

横浜市磯子区中原１丁目８番１－734号
申立人　松崎　照士
本籍神奈川県横浜市磯子区杉田３丁目28番
最後の住所横浜市磯子区杉田３丁目28番41号さつき荘201号
不在者　小林智恵子
昭和59年１月20日生
届出期間満了日　令和９年２月18日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第１０６９号

名古屋市天白区山根町210番地
申立人　阪野　治
本籍名古屋市天白区山根町210番地
最後の住所名古屋市中区富士見町15番１号
杉江レジデンス２Ｆ号
不在者　阪野　哲也
昭和47年３月５日生
届出期間満了日　令和９年２月19日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１３０３号

宮城県仙台市泉区鶴が丘３丁目５番地の19
申立人　工藤　範子
本籍宮城県仙台市泉区鶴が丘３丁目５番地19
最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目13番24号新生寮
不在者　工藤　将統
昭和53年５月７日生
届出期間満了日　令和９年２月19日
東京家庭裁判所立川支部

令和　８年（家）第　　３６９号

東京都品川区二葉四丁目９番７号
申立人　林　　節子
本籍埼玉県東松山市本町一丁目4546番地
最後の住所埼玉県東松山市本町一丁目4546番地
不在者　平山　直一
明治31年2月1日生
届出期間満了日　令和9年2月19日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和８年（家）第２９５４号

静岡県浜松市浜名区中瀬３５４７番地の８
申立人　渥美　孝好
本籍静岡県浜松市浜名区中瀬３５４７番地２
最後の住所大阪府大阪市住吉区我孫子東一丁目９番２２号　若水荘１０号室
不在者　渥美　勝二
昭和18年4月22日生
届出期間満了日　令和9年2月19日
大阪家庭裁判所

令和　８年（家）第　　３３８号

埼玉県熊谷市三ケ尻1500番地
申立人　関口　裕之
本籍埼玉県熊谷市三ケ尻1500番地
最後の住所埼玉県熊谷市三ケ尻1500番地
不在者　関口　洋二
昭和36年４月３日生
届出期間満了日　令和9年2月19日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

失踪宣告

令和７年（家）第５１８５号

本籍新潟県魚沼市下新田17番地６
最後の住所新潟県長岡市北山２丁目62番地２
コーポハセガワ102号
不在者　平澤　利行
昭和37年12月24日生
令和８年10月６日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

令和７年（家）第２２５号

本籍徳島県徳島市不動西町二丁目1515番地
最後の住所徳島県徳島市不動西町２丁目1515番地
不在者　藤高　國夫
昭和44年５月31日生
令和８年10月10日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第２２６号

本籍徳島県徳島市不動西町二丁目1515番地
最後の住所徳島県徳島市不動西町２丁目1515番地
不在者　藤高　広雪
昭和48年９月24日生
令和８年10月10日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第１６９号

本籍兵庫県神戸市長田区戸崎通三丁目10番地
最後の住所兵庫県神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地
不在者　米田　元三
昭和６年１月１日生
令和８年10月14日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第２３０２号

本籍東京都世田谷区梅丘３丁目14番
最後の住所東京都江戸川区大杉１丁目10番８－353号佐川急便(株)大杉寮
不在者　中村　　司
昭和39年２月23日生
令和８年10月14日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和　８年（家）第　　１７号

本籍沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉71番地
従来の住所沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉64番地
不在者　富永　愛子
昭和３年１月５日生
令和８年10月14日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第１３７号
本籍兵庫県美方郡新温泉町丹土275番地１
最後の住所兵庫県美方郡新温泉町丹土字家ノ下275番地１
不在者　田淵　安一
昭和14年３月24日生
令和８年10月９日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所浜坂出張所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
大阪市生野区巽北二丁目６番22号ゴッドフィールドⅡ403号
申立人　砂川　徳美
権利の届出の終期　令和８年10月14日
令和８年６月30日　出水簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　出水市上鯖渕字渡瀬口15番25
宅地　302.13平方メートル
⑵登記年月日番号　鹿児島地方法務局出水出張所　昭和９年１月24日受付第548号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　昭和８年８月６日設定
目的　建物所有
範囲　土地の北側南北13間９合東西12間２勺　167坪７勺
存続期間　昭和８年８月６日から同25年７月13日まで
地代　１年30坪につき玄米６斗
支払期　毎年12月25日
地上権者　出水市武本13775番地
竹中　七藏

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９２０号
千葉県柏市西原１丁目４番３号新川ビル１階
債務者　一般社団法人ｅＮ－ＹｕＫａＲｉ．
代表者代表理事　向井　隆浩
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮貴士
４　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後３時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９２４号
千葉県野田市日の出町20番地の12
債務者　株式会社一真
代表者代表取締役　千葉　真一
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　悠里
４　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時40分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１０号
千葉県市川市市川１丁目23番26号
債務者　合同会社ライトハウス
代表者代表社員　松浦　光洋
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　崇人
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９３３号
東京都台東区松が谷１丁目４番４号３Ｆ
債務者　株式会社マート・リーダー
代表者代表清算人　仙當　輿一
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　純一
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２６２号
愛知県豊橋市柳生町48番地の１
債務者　山吉株式会社
代表者代表取締役　早川　茂行
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤本　優
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８９８号
東京都小平市小川西町四丁目17番地の18
債務者　有限会社サンライズ
代表者清算人　持増　一義
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小柴　一真
４　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時45分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９８１号
東京都福生市熊川784番地
債務者　阿久津運送有限会社
代表者代表取締役　阿久津達也
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　研
４　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０２８号
東京都八王子市八木町５－24
債務者　一般社団法人ケア・アンサンブル
代表者代表理事　荒川　克成
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　仁史
４　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７４１号
横浜市港南区日野南１丁目６番17号ユウキチファイブビル302
債務者　株式会社アドベントカンパニー
代表者代表取締役　大埜　成幸
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　翔太
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月４日午後３時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３７号
北海道釧路市新釧路町３番７号
債務者　ミヨブ水産株式会社
代表者代表取締役　明歩谷　敦
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
４　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３８号
大分市大字羽田193番地１
債務者　アイテク株式会社
代表者代表取締役　佐藤　賢司
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　立茂
４　破産債権の届出期間　令和９年１月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後２時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３５号
兵庫県宝塚市中山桜台二丁目２－１　ファミリーセンター401
債務者　株式会社ハイファイブキッズ（旧商号：株式会社ＣＹＧ）
代表者代表取締役　田村　有紀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９４３号
京都市下京区西七条掛越町60菱ビル１Ｆ
債務者　小林印刷株式会社
代表者代表取締役　小林　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町谷　昭嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４１５号
和歌山県岩出市森120シャワーガレージテナント
債務者　合同会社Ｒｉｌｙ
代表者代表社員　須川　愛莉
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　隼輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時35分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４０３号
名古屋市北区大我麻町285番地
債務者　株式会社トレネッツ
代表者代表取締役　藤掛　憲佳
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９４号
鹿児島県いちき串木野市春日町180番地３
債務者　有限会社小麦粉
代表者代表取締役　北岡　勝也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杦　　晃弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１００１号
大阪府富田林市向陽台４－１－４－102
債務者　有限会社Ｃｏｍｒａｄｅ
代表者取締役　松吉　将豪
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６９号
神戸市長田区苅藻通七丁目３番22号
債務者　株式会社キャラバン
代表者代表取締役　新井　宗利
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　達川　　新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時50分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２５号
鹿児島県薩摩川内市永利町2065番地24
債務者　株式会社バリア
代表者代表取締役　関　　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６４号
福岡県大牟田市栄町一丁目３番地の２
債務者　株式会社フジサワ
代表者代表取締役　藤澤　正一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第３０６号
徳島県徳島市論田町小論田20番地の５
債務者　株式会社宙旺
代表者代表取締役　廣峰知恵美（片山知恵美）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木賢太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６３号
岐阜県大垣市今宿六丁目52番地16
債務者　ツグクリエイト合同会社
代表者代表社員　猪辺　嗣人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　伸男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２４０号
神戸市西区玉津町出合451－３－１Ｆ南
債務者　株式会社エヌシステム施工管理
代表者代表取締役　信川　靖司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時30分
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５４１号
新潟市西蒲区巻甲1358番地
債務者　有限会社ウエハラ
代表者取締役　上原トミ子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時30分
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６９号
三重県津市柳山津興290番地６
債務者　はまちゃん農園合同会社
代表者代表社員　濱地　卓司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時55分
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７１号
三重県津市柳山津興290番地６
債務者　株式会社スマイルコミュニティー
代表者代表取締役　濱地　卓司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時55分
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９４７号
京都府久世郡久御山町島田古堤防中村34－１
債務者　８ｍｉｎｕｔｅｓ合同会社
代表者代表社員　馬場﨑文子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　眞咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５６６７号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目５番１号
債務者　株式会社ユーダブルワン
代表者代表取締役　青山　卓司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５２１号
横浜市中区麦田町４―98―14　マーサ山手、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区上野町１丁目21番
債務者　Ｗｏｒｌｄ　ｄｅｓｅｒｔ　ｂｅａｒ合同会社
代表者代表社員　石田　舞子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田木綿子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前11時50分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４４号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町56番地―101号室
債務者　株式会社さくら工務店
代表者代表取締役　白井　義之
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤尾　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２９号
兵庫県伊丹市緑ケ丘一丁目265番地
債務者　ＧＲＡＴＩＴＵＤＥＶＥＲＹＴＨＩＮＧ合同会社
代表者代表社員　合田　恵一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時30分
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２７４０号
名古屋市西区名駅２丁目４番21号
債務者　有限会社鮮味フーズ
代表者代表取締役　古田　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恒川　直久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月17日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５４６号
兵庫県尼崎市大庄西町３丁目１番３号
債務者　大一テック株式会社
代表者代表取締役　後藤　真志
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横島　裕典
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８２号
大阪府枚方市大垣内町３丁目８番18―202号
債務者　株式会社ハジメ製作所
代表者代表取締役　元　　充祥
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　一磨
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２７９４号
名古屋市緑区兵庫１丁目706番地
債務者　横山　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　露木　洋司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０７号
徳島県徳島市八万町弐丈69番地の10
債務者　廣峰知恵美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木賢太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９９号
三重県伊勢市御薗町王中島378番地４　プリンスⅡ　202号室
債務者　清水　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３３９号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代100番地
債務者　宮﨑　信一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２０１号
山形市白山１丁目４番14―403号　ハウスオブローゼ
債務者　砂田　真優
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　破産債権の届出期間　令和９年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８６９号
横浜市緑区東本郷６丁目３番９―934号
債務者　橋本　志麻
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　哲子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６６５号
横浜市南区蒔田町字東谷864番地
債務者　松本　一男
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　智彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４０号
東京都調布市深大寺東町８丁目26番地調布深大寺東町８丁目アパート１―105
債務者　藤島　礼子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　俊
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０１９号
東京都八王子市大和田町２丁目10番18―104号
債務者　内田　達也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　真明
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７５７号
千葉県流山市三輪野山２丁目301番地の６　ＩＮＳＵＲＡＮＣＥ　ＢＬＤＧ　ⅩⅥ―208、前住所千葉県柏市青葉台２丁目24番１―814号
債務者　永堀　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　眞一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９２８号
千葉県柏市千代田１丁目５番47号
債務者　渋谷　昌弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　郁雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９３５号
千葉県柏市根戸467番地111　高野台マンション302号
債務者　石川智栄子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙品　惠子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４８号
相模原市中央区千代田３丁目13番11号　ルミエール101号室
債務者　斎藤　貴好
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中穂奈美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２１０号
愛知県一宮市枡私町四丁目６番地の１、住民票上の住所愛知県一宮市別明町１丁目14番地２
債務者　本間　時子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　秀一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８６０号
千葉県松戸市中和倉53番地の２　グリーンテリア第13―103号、前住所千葉県柏市酒井根５丁目16番11号
債務者　海老沼千尋
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　真理
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９３２号
千葉県松戸市松飛台66番地　坂本荘２Ｆ
債務者　新潟　正規
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　信吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９３４号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3523番地の２
債務者　仙當　興一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　純一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１８９９号
東京都東久留米市幸町三丁目７番19号
債務者　持増　一義
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小柴　一真
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９９０号
東京都福生市大字熊川784番地
債務者　阿久津達也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　研
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６号
静岡県富士宮市星山979番地の１　市営月の輪住宅Ｄ棟36号
債務者　笠井　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里和　　唯
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第９１１号
千葉県柏市大塚町６番２号
債務者　松浦　光洋
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　崇人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月１日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１２号
千葉県柏市つくしが丘１丁目７番14号　オークフォレスト102号
債務者　鍛冶悠美子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　虎井　民子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月１日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９２５号
千葉県野田市日の出町12番地の３、前住所千葉県野田市日の出町20番地の12
債務者　千葉　真一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　悠里
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月１日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４０７号
鹿児島県いちき串木野市春日町16番地
債務者　前田　直子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山耕次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５７５９号
代替住所Ａ（旧住所　大阪市天王寺区筆ケ崎町２番10―2904号）
債務者　清宮　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１９７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　ビレッジハウス仙台鶴ケ谷五丁目11号棟103、従前の住所岩手県花巻市大迫町内川目第36地割24番地３
債務者　佐々木星次
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　光安　理絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時５分
５　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３号
北海道北見市常盤町６丁目６番地11　アスリープ102号
債務者　佐々木　勝
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２２号
群馬県利根郡みなかみ町後閑1162番地３
債務者　髙橋　敏己
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古平　弘樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第１９９号
群馬県太田市東新町218番地　ミグ・ノンＥ号
債務者　渡邊　寿嘉（旧姓　打矢）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神谷　清人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第６８号
兵庫県豊岡市今森507番地の５
債務者　田口可奈子（旧姓高田）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野崎奈央子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第６３号
岡山県美作市大井が丘700番地268
債務者　峯平　ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　弘枝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第６５号
熊本県荒尾市上平山921番地、前住所福岡県大牟田市栄町一丁目３番地
債務者　藤澤　正一
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中尾　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第９６号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目９番地10（ハイツ塩塚405）
債務者　松岡　貴康
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
福岡県行橋市大字下稗田718番地４
債務者　村上　昂平
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天川　龍一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２１号
北海道沙流郡日高町富川南３丁目４番10―202号
債務者　上田　朋美（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉見慎太郎
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第４２６号
宮崎市宮脇町100番地　ＪＲ宮崎寮416号、前住所福岡市博多区吉塚本町13番17―818号　ＪＲ吉塚寮
債務者　町田　悠紀
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸髙　雅志
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７８号
宮崎県東臼杵郡門川町上町６丁目16番地
債務者　金丸　徳典
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　明三
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１５８７号
大阪府八尾市東山本新町３丁目３番23―205号
債務者　平田　美咲
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野　弘起
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５１号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番24―103号、申立時の住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目４番17号　305号
債務者　森　　瑞希
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戀田　　剛
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３６９号
大阪府枚方市牧野北町９番２―801号
債務者　山口　智士
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　祐也
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５４７号
大阪市住吉区苅田８丁目２番13―206号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町３丁目１番３号
債務者　後藤　真志
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８３号
大阪府枚方市東牧野町11番３―308号
債務者　元　　充祥
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土井　一磨
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６３２号
大阪府池田市鉢塚１丁目３番23号
債務者　大北　雅巳
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大曽根直紀
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３号
長崎県雲仙市国見町多比良乙227番地３
債務者　竹本　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　雅大
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７８４５号
東京都北区王子５－２－10－504、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区都岡町35－６　ドミールラポームＡ棟201
債務者　三木　貴旭
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５０号
東京都江戸川区北小岩５丁目27－23
債務者　菊地　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９４号
東京都江東区古石場２丁目13－７－201
債務者　佐藤　義人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９６号
東京都千代田区神田須田町２丁目８－19－802
債務者　新井　美喜
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４３号
東京都品川区南品川３丁目６－30－201
債務者　栗田みち子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４５号
東京都練馬区大泉町３丁目19－16
債務者　入山　佳之
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４６号
東京都練馬区大泉町３丁目19－16
債務者　入山　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９８２号
東京都足立区弘道２丁目26－２－501
債務者　金子　稔男
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６号
静岡市葵区上足洗２丁目５番２－102号
債務者　岩田　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月13日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５７４号
大阪市西淀川区御幣島１丁目８番８－308号
債務者　鎌田　尚
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８０号
大阪市淀川区三津屋北２丁目２番９号
債務者　山本　瑛久
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８５３号
東京都大田区萩中２丁目１－４－203
債務者　平賀　智世
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９２２号
東京都江戸川区江戸川２丁目10－22
債務者　柿崎　奏子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和８年（フ）第４４号
千葉県柏市逆井２丁目３番29－405号、前住所千葉県柏市逆井433番地29
破産者　梅澤　崇
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４６０号
徳島県徳島市元町２丁目15番地１
破産者　株式会社ジャパンコミュニケーション徳島
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０７号
（最後の住所）岐阜市柳津町高桑１丁目173番地１、開始決定時の住所岐阜市鷺山東２丁目２番33号、（前住所）岐阜市楠町１丁目16番地１（楠コーポ　Ｂ１号室）
破産者　亡加藤勇相続財産（開始決定時の表示　加藤　勇）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１５１号
三重県亀山市布気町28番地　ルイメゾンＡ棟203号、開始決定時の住所三重県亀山市亀田町400番地32
破産者　山田　幸彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０１号
大阪府羽曳野市島泉八丁目14番２号ステラウッド島泉Ⅱ
破産者　株式会社奥工管
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１９号
沖縄県宜野湾市野嵩一丁目25番１号２階
破産者　合同会社Ｃ’Ｓ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８６４号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―12―411
破産者　相馬　利彦
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１９号
佐賀市川副町大字西古賀23番地６
破産者　株式会社ノグチ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６４５号
熊本市東区御領六丁目３番70号
破産者　有限会社アクティブ機工
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第５３７号
鹿児島市鴨池新町14番９号
破産者　株式会社ライドオートサービス
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和８年（フ）第１９号
鹿児島県日置市吹上町今田344番地３
破産者　石野　信久
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３号
鹿児島市和田２丁目16番１号　ジャルダンフリューリードーソンⅡ　306号
破産者　吉留　竹志
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２９１３号
愛知県日進市竹の山３丁目1415番地　キャメロット305、従前の住所名古屋市名東区大針２丁目253番地　グリーンヒルズ名東106号
破産者　崎浜　国秀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５７１０号
大阪府茨木市南春日丘４丁目２番23号
破産者　櫻井設計事務所こと　櫻井　一郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６７９号
大阪府豊中市北桜塚３丁目８番26―301号、開始決定時大阪市平野区加美正覚寺１丁目17番31号
破産者　中武　善夫
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７９号
徳島県徳島市新浜町一丁目４番39―13号、開始時の住所徳島県徳島市新浜本町一丁目８番43号
破産者　花房　弥生
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４１号
福岡県大牟田市大字吉野561番地３
破産者　川口　かおる
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第６８号
鹿児島県霧島市国分姫城南11番11号　ルカハイツ207
破産者　上園　祐樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第２５３号
石川県金沢市中村町17番13号　中野ビル２号、開始決定時の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目303番地
破産者　パールドライこと　下村　純平
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目68番地２
破産者　坪光　英男
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４３号
広島県三次市吉舎町吉舎211番地２、開始決定時の住所広島県三次市吉舎町吉舎213番地６
破産者　桑田　和樹
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和６年（フ）第１０号
山口県防府市大字仁井令706番地の18
破産者　平木　貴文
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２９９号
高知県土佐市高岡町丙21番地28
破産者　溝渕　　陽
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７０５号
沖縄県浦添市字前田1061番地　グランデュール城305号、開始決定時の住所熊本市東区御領２丁目20番32号　ガーデンリバーハイツ御領207
破産者　山内　康嗣
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１２８号
埼玉県春日部市豊町５丁目３番地３　エスポワールＥ―102
破産者　加藤　芳史
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月11日午前11時20分
令和８年10月29日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１２９号
埼玉県春日部市豊町５丁目３番地３　エスポワールＥ―102
破産者　加藤　正子
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月11日午前11時20分
令和８年10月29日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６２号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島1582番地
破産者　大島　理奈
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午前10時45分
令和８年10月29日　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６号
福岡県八女市黒木町湯辺田675番地１
破産者　有限会社カヤシマ興産
１　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
２　一般調査期日　令和９年２月３日午後１時10分
令和８年10月28日
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第５９４８号
大阪市西区新町２丁目９番３号　双竜ビル４階
破産者　株式会社タマイ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時20分
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０５号
福岡県行橋市西泉１丁目７番６号ヴィアソーレＡ201
破産者　八木　伸一
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午前10時10分
令和８年10月29日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

債権者集会招集

令和７年（フ）第５９４８号
大阪市西区新町２丁目９番３号　双竜ビル４階
破産者　株式会社タマイ
１　期日　令和９年１月21日午後２時20分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２０２８号
大阪府枚方市津田元町３丁目８番３号
破産者　杉山　義明
異議申述期間　令和８年12月24日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７１号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14―410号
破産者　伊藤　寿惠
異議申述期間　令和８年12月24日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００２号
鳥取市吉成140番1
清算株式会社　株式会社トーキン
代表清算人　澤田　功
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００２号
青森県八戸市大字寺横町１３番地
清算株式会社　株式会社新教育センター
１　決定年月日　令和８年１０月２２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所八戸支部

令和８年（ヒ）第１００１号
神戸市灘区新在家南町４丁目２番１号
清算株式会社　関西ボトリング株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　本件特別清算を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第６号
京都市右京区西京極東池田町３９番地　アフリー太田６０１
清算株式会社　株式会社カランド
１　決定年月日　令和８年１０月２１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００３号
川崎市多摩区登戸３４８番地
清算株式会社　株式会社稲穂
代表清算人　　森　満治
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社及び協定債権者は、以下の事項を確認する。
（１）　頭書事件は、令和７年７月１５日付で成立した清算株式会社及び協定債権者間の弁済計画（以下、「本件弁済計画」という。）の履行として申立てされたものであること。
（２）　本件弁済計画における協定債権者に対する弁済は、下記金額（以下、「基準債権額」という。）を基礎に按分弁済するものとされていること。
川崎市信用保証協会：４３，３６６，９３８円
神奈川県信用保証協会：３１，０５１，７０７円
日本政策金融公庫：８，２６４，０００円
城南信用金庫：０円

２　各協定債権者は、本協定の認可決定が確定した日をもって、協定債権（これに付随する利息・遅延損害金の一切を含む。）の一切を免除する。
３　前項の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、協定債権者の基準債権額に応じて按分計算した額を追加弁済する。この場合において前項による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

以　上

横浜地方裁判所川崎支部民事部

再生手続開始

令和８年（再）第５号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ブルーチップ
１　決定年月日時　令和8年10月23日午後5時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年12月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和9年2月10日から令和9年2月24日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第６号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ブルーチップファーム
１　決定年月日時　令和8年10月23日午後5時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年12月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和9年2月10日から令和9年2月24日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第７号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ヴェレゾン
１　決定年月日時　令和8年10月23日午後5時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年12月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和9年2月10日から令和9年2月24日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第４８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字本郷164番地５
再生債務者　伊藤　祥治
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第８号
北海道野付郡別海町別海142番地の54　メゾンドノアⅡ　201号室
再生債務者　蓑田　智子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

釧路地方裁判所根室支部

令和８年（再イ）第１６１号
埼玉県幸手市東３丁目18番８号
再生債務者　牛込　大和
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第３６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸1785番地１
再生債務者　會澤　典将
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月14日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第２８号
千葉県木更津市本郷２丁目３番５号
再生債務者　小野新太郎
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第５１号
神奈川県平塚市片岡377番地の２
再生債務者　中尾　昌史
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第６４号
岐阜県美濃市130番地１
再生債務者　田口　一洋
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第８６号
愛知県小牧市大字西之島1442番地２　メゾンカトル202号
再生債務者　根間　涼多
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２４６号
名古屋市名東区社台３丁目130番地の２
再生債務者　水川　普文
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２５１号
愛知県春日井市下市場町４丁目12番地５　ＣｉｅｌＢｒａｎ・ｃｈｅⅡ101号室
再生債務者　常松　真弓
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１号
兵庫県明石市鳥羽1466番地の７
再生債務者　富山　真一
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第１２号
兵庫県明石市大久保町ゆりのき通２丁目50番地の６　Ｃ棟321号
再生債務者　中野みやこ　（旧姓澤田）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第５号
鳥取県倉吉市越中町2062番地７
再生債務者　森下　　準
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再イ）第７６号
神奈川県伊勢原市上平間164番地
再生債務者　中野　　大
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第８５号
神奈川県平塚市御殿３丁目22番４号
再生債務者　澤　　祥也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１７号
長野県千曲市大字戸倉2198番地１
再生債務者　能勢　　葵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（再イ）第４７号
長崎県長崎市寄合町２番21―1001号
再生債務者　安田　　修
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２４号
愛媛県四国中央市寒川町1876番地３
再生債務者　細川　祐実
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第５０号
佐賀県鳥栖市萱方町104番地３
再生債務者　今村　健児
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第８１号
仙台市青葉区宮町３丁目５番19号
再生債務者　米野　友幸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１３号
宮城県名取市みどり台一丁目11番地の５
再生債務者　新田　勝悟
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目１番13―21号
再生債務者　戸田　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２１号
宮城県亘理郡山元町山寺字堤山13番地56
再生債務者　渡邉　和行
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３８号
埼玉県熊谷市籠原南２丁目188番地　ビュートマトパル102
再生債務者　長﨑　友成
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第４４号
埼玉県熊谷市東別府772番地７
再生債務者　小川　和俊
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第３６９号
東京都練馬区大泉学園町１―16―18
再生債務者　松前　幸司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和９年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３９９号
東京都新宿区西落合１―25―９―305
再生債務者　田邉　雅士
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和９年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１７０号
横浜市旭区若葉台４丁目２番802号
再生債務者　篠崎　　彰
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１１９号
横浜市栄区長尾台町1454番地６　ＴＯＰ大船１　Ｙ301
再生債務者　別所サスケ
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１５８号
神奈川県鎌倉市腰越３丁目28番13―３号
再生債務者　島原　祥徳
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１８０号
横浜市中区柏葉18番地
再生債務者　宮本　伸治
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第６０号
川崎市麻生区白鳥４丁目12番10―303号
再生債務者　摺建　友幸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１２号
岐阜県美濃加茂市下米田町今362番地１
再生債務者　礒谷　憲充
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第４０号
静岡県富士市富士岡172番地
再生債務者　紅林　友子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第１２５号
京都市西京区上桂前田町８番地11
再生債務者　中井　重雄
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１４６号
京都市右京区西京極下沢町６番地　プリーマトマーテ　102号室
再生債務者　森岡　莉稀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第４２２号
大阪府寝屋川市池田南町５番５号
再生債務者　さむずあっぷプロジェクトこと　坊地　宏紀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４９２号
大阪市西淀川区花川１丁目12番７号　リコルテ　ブリーズ花川　303号室
再生債務者　辻　啓一郎
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７８号
堺市西区菱木４丁2809番地１
再生債務者　山賀　竜二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第５１号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫808番地の１　ヴェルデⅠ　201号
再生債務者　森下　那津美（旧姓　若狭）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１０３号
広島市西区南観音３丁目９番27号
再生債務者　信野　和美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２号
広島県三原市小坂町446番地２
再生債務者　武久　俊典
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月17日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第３２号
福岡県久留米市津福本町152番地９
再生債務者　貞方　善之
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第１号
福岡県田川郡福智町赤池551番地４
再生債務者　小田　幸長
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（再イ）第１８号
岩手県一関市赤荻字亀田224番地７
再生債務者　菅原　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（再イ）第９号
岩手県奥州市江刺愛宕字梁川146番地６
再生債務者　昆野　　清
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再イ）第２０８号
神奈川県大和市福田1310番地１　ライトハウスＡ102
再生債務者　草柳　直輝
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２１０号
横浜市神奈川区三ツ沢下町７番12号　コスモＡｏｉ三ツ沢305号
再生債務者　福山　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２１７号
横浜市都筑区東山田４丁目５番３―215号
再生債務者　北野　　諒
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第４５号
石川県河北郡津幡町字太田子237番地10
再生債務者　不破　光啓
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１７号
岐阜県可児市禅台寺６丁目79番地
再生債務者　残間　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第１８号
岐阜県可児市徳野南１丁目151番地２　レテグレイス103
再生債務者　小玉　和徳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第４９号
静岡県御殿場市西田中250番地の５
再生債務者　鈴木　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第２号
長崎県対馬市上対馬町西泊132番地
再生債務者　原　　一正
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所厳原支部個人再生係

令和８年（再イ）第１１号
石川県加賀市山代温泉北部１丁目13番地５
再生債務者　掛神　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第７８号
千葉県松戸市千駄堀831番地の２　グランシャリオ102号、前住所東京都江東区千田６番17号　ドゥステップビル301
再生債務者　手塚　柊冴
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第５号
愛知県岩倉市下本町丸之内71番地２
再生債務者　土屋　和正
1　決議に付する再生計画案　令和８年５月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第５１号
愛知県一宮市三条字西蛭子42番地１　コルネ205号
再生債務者　渡邉伶医成
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第３０５号
大阪府門真市舟田町11番６－２号
再生債務者　手嶋　優子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８２号
千葉県流山市江戸川台西１丁目215番地の24
再生債務者　三浦美代子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第３号
香川県善通寺市上吉田町六丁目３番７号
再生債務者　大野　正博
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第１２号
香川県仲多度郡多度津町幸町３番58号
再生債務者　中島　功貴
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第１４号
香川県仲多度郡琴平町榎井669番地１
再生債務者　廣田　雅彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第２９６号
大阪市此花区酉島１丁目18番11号
再生債務者　永井　慎也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３４２号
大阪市城東区古市１丁目７番５号　カサデラエスペランサ　205
再生債務者　日本システムプランニングこと　鳥野　康弘
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１９号
沖縄県うるま市石川一丁目24番29号
再生債務者　比嘉　柚稀
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第１３９号
札幌市北区篠路４条10丁目８番20号
再生債務者　小倉　拓也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１４０号
札幌市北区篠路４条10丁目８番20号
再生債務者　小倉　美穂
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３４号
愛知県犬山市大字橋爪字中島２番地　村田機械Ｂ３棟507
再生債務者　山口　剛典
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第４４号
愛知県江南市古知野町久保見195番地　バンベール江南102号
再生債務者　尾関　彩海
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第１９６号
横浜市戸塚区深谷町671番地62
再生債務者　仲宗根昇ことロハス　ナカソネ　アベル　ノボル（ＲＯＪＡＳ　ＮＡＫＡＳＯＮＥ　ＡＢＥＬ　ＮＯＢＯＲＵ）
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
令和８年10月29日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再口）第４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1491番地４
再生債務者　竹島　　操
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再口）第７号
仙台市若林区南小泉４丁目15番８号　アイリーコート南小泉104（従前の住所）宮城県遠田郡涌谷町字長柄町39番地２
再生債務者　大沼　将司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再口）第１５号
神奈川県綾瀬市深谷上５丁目24番39号
再生債務者　山野　大輔
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再口）第７号
さいたま市緑区大字中尾1757番地１
再生債務者　郡島　典幸
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再口）第５号
愛知県春日井市花長町１丁目１番地５
再生債務者　山口　博史
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再口）第４号
兵庫県宝塚市中筋１丁目11番11号　コンフォート中筋105
再生債務者　植山　　恵
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再口）第２１号
大阪府東大阪市神田町３番10号
再生債務者　青木みのり
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再口）第３号
神奈川県茅ヶ崎市堤3266番地１
再生債務者　前川峰太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再口）第３号
仙台市太白区日本平41番８号
再生債務者　本名　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再口）第２号
佐賀市本庄町大字正里30番地５
再生債務者　緒方　秀史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再口）第２号
神奈川県座間市立野台３―20―28　ソリッドファイン座間201（住民票上の住所）川崎市宮前区犬蔵３丁目２番33号　サンシャインヒル宮前207
再生債務者　後藤　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再口）第９号
広島市安佐北区あさひが丘２丁目８番27号
再生債務者　松村　侑紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再口）第２号
高知市竹島町71番地２
再生債務者　宮本健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
高知地方裁判所民事部個人再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第９号

東京都小平市上水本町一丁目18番3号
申立人　松本　啓子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都墨田区横網二丁目17番地5
所在等不明共有者　田中　源四郎
届出期間満了日　令和9年2月26日
令和8年10月26日
さいたま地方裁判所川越支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　川越市宮下町二丁目
地番　3番6
地目　宅地
地積　333.24㎡
所在等不明共有者の持分3分の1
2　所在　川越市宮下町二丁目
地番　3番37
地目　宅地
地積　7.11㎡
所在等不明共有者の持分3分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第３０５３号

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
申立人　株式会社スプートニク
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）葛飾区細田五丁目２６番５号
所有者　齋藤　俊一
届出期間満了日　令和８年１２月２８日
令和８年１０月２６日
東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　葛飾区細田五丁目
地番　２６番
地目　宅地
地積　７２．７２平方メートル
2　所在　葛飾区細田五丁目
地番　２７番
地目　宅地
地積　９．０９平方メートル
3　所在　葛飾区細田五丁目２６番地
家屋番号　２６番
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　２７．２２平方メートル
２階　２７．２２平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第10号

愛知県刈谷市一里山町金山１00番地
申立人　トヨタ車体株式会社
代表者代表取締役　松尾　勝博
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）四日市市東大鐘27番屋敷の２同居
所有者　奥岡　栄次郎
届出期間満了日　令和８年12月14日
令和８年10月23日
津地方裁判所四日市支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　いなべ市員弁町市之原字中貝戸
地番　1660番２
地目　畑
地積　6.61平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第８号

仙台市宮城野区田子１丁目14番33号
申立人　荒木賢一朗
住所・居所　不明
（最後の住所）仙台市宮城野区大梶12番10－605号
（不動産登記記録上の住所）仙台市宮城野区原町１丁目１番12号
所有者　亡村上吉矩相続財産
届出期間満了日　令和８年12月28日
令和８年10月26日
仙台地方裁判所第４民事部
（別紙）　物　件　目　録
所在　仙台市宮城野区原町１丁目211番地
家屋番号　211番の1
種類　居宅・車庫
構造　木・軽量鉄骨・鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺３階建
床面積　１階　68.21平方メートル
２階　121.75平方メートル
３階　128.77平方メートル
（附属建物の表示）
符号　1
種類　物置
構造　コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　11.55平方メートル
２階　15.19平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　八十二頁（号外第二三二号）
（こ）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　八十四頁（号外第二三二号）
令和八年十一月十日
山形県米沢市大字三沢二六一〇〇番地五
（甲）東北ホモポードエ業株式会社
代表取締役　垣平　通世
山形県米沢市大字三沢二六一〇〇番地五
（こ）株式会社テー・アンド・エス
代表取締役　垣平　通世

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（こ）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　四頁
令和八年十一月十日
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階
（甲）Ｒｏｏｄｈａｌｓｇａｎｓ　１株式会社
代表取締役　ライアン・ロバート・パトリック
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階
（こ）株式会社Ｍ＆Ｉ
代表取締役　鬼塚　哲郎

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　七十九頁（号外第七十八号）
（こ）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　七十九頁（号外第七十八号）
令和八年十一月十日
東京都江東区東陽二丁目四番三八号
（甲）株式会社日比谷コンピュータシステム　代表取締役　飯田　耕三
東京都江東区東陽二丁目四番三八号
（こ）株式会社日比谷リソースプランニング　代表取締役　飯田　耕三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙、丙及び丁は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。なお、存続会社の甲は、令和九年四月一日付で商号を「ＡＩＭ　Ｋ＆Ｓ株式会社」に変更する予定です。

この合併に異議のある債権者は、令和八年十二月三十一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一五六頁（号外第一四五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　七十八頁（号外第一四五号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　八十五頁（号外第一四五号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　九十七頁（号外第一四五号）

令和八年十一月十日
東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（甲）株式会社メフォス
代表取締役　長江　孝之
福島県郡山市中町五番一号

（乙）株式会社メフォス北日本
代表取締役　長江　孝之
東京都港区赤坂二丁目二三番一号

（丙）株式会社メフォス東日本
代表取締役　長江　孝之
大阪府大阪市淀川区西中島五丁目一二番八号

（丁）株式会社メフォス西日本
代表取締役　長江　孝之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十日
掲載頁　三頁
令和八年十一月十日
東京都中央区日本橋二丁目五番一号
（甲）株式会社アマデウス・ジャパン
代表取締役　ヤコブセン・カイ・ゲリット
東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル三階

（乙）株式会社ビジョンボックスジャパン
代表取締役　サラマ・サミュエル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月三十一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　http://www.shinseitrust.com/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　二〇三頁（号外第一六三号）
令和八年十一月十日
東京都港区六本木一丁目六番一号
（甲）ＳＢＩ新生信託銀行株式会社
代表取締役　岩井　正貴
東京都港区六本木一丁目六番一号
（乙）ＳＢＩクリアリング信託株式会社
代表取締役　森　浩司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　八十六頁（号外第一六二号）

令和八年十一月十日
東京都千代田区大手町二丁目六番四号
（甲）古河電気工業株式会社
代表取締役　森平　英也
東京都千代田区内神田二丁目一六番八号

（乙）古河ファイテルオプティカルコンポーネンツ株式会社
代表取締役　山根　隆志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mitsubishi-cable.co.jp/company/epn
（乙）http://www.mitsubishi-cable.co.jp/rkogyo/
令和八年十一月十日
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
（甲）三菱電線工業株式会社
代表取締役　増田　昭裕
埼玉県熊谷市新堀一〇〇八番地

（乙）菱星機工株式会社
代表取締役　北川　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月十八日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十七日
掲載頁　一三五頁（号外第一六〇号）

令和八年十一月十日
神奈川県横須賀市浦郷町五丁目二九三一番地
（甲）シンジーテック株式会社
代表取締役　今野　隆弘
埼玉県久喜市河原井町四二番地

（乙）久喜ロール工業株式会社
代表取締役　鈴木　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://miraiz.chuden.co.jp
（乙）https://miraiz-connect.co.jp/
令和八年十一月十日
名古屋市中区新栄町二丁目一三番地
（甲）中部電力ミライズ株式会社
代表取締役　中川　治
名古屋市中区栄四丁目五番三号

（乙）中部電力ミライズコネクト株式会社
代表取締役　秋山　光輝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　一四一頁（号外第一三六号）

（乙）http://www.hitachi-document.co.jp/koukoku/
令和八年十一月十日
東京都千代田区神田錦町三丁目七番地一
（甲）株式会社日立リアルエステート
パートナーズ
代表取締役　田中　憲一
東京都江東区東陽六丁目三番二号

（乙）株式会社日立ドキュメントソリューションズ
代表取締役　槻山　裕之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の社員食堂、病院・社会福祉施設等におけるフード＆サポートサービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和九年四月一日であり、甲の取締役会の承認決議は令和八年十月二十九日に、乙の取締役会の承認決議は同日にそれぞれ終了しております。甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。なお、乙は令和九年四月一日付で商号を「ＡＩＭ　Ｋ＆Ｓ株式会社」に変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年十二月三十一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　二一三頁（号外第一四五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一五六頁（号外第一四五号）

令和八年十一月十日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（甲）エームサービス株式会社
代表取締役　小谷　周

東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（乙）株式会社メフォス
代表取締役　長江　孝之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の営むＥＤＯＣＯＤＥ事業及びＳｔｙｌｉｃｔｉｏｎ事業（ＥＤＯＣＯＤＥ株式会社及びＳｔｙｌｉｃｔｉｏｎ株式会社の管理事業を含む。）に関して有する権利義務を、丙は甲の営む飲食・食品関連事業に関して有する権利義務を、それぞれ承継し、甲はそれらを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十日
掲載頁　三頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目二四番二号
（甲）Ｗａｎｏ株式会社
代表取締役　野田威一郎

東京都渋谷区恵比寿南一丁目二四番二号
（乙）Ｗａｎｏ２株式会社
代表取締役　野田威一郎

東京都渋谷区恵比寿南一丁目二四番二号
（丙）株式会社蒼
代表取締役　田村　麻美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳＵ－ＪＩ　ＵＰとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

札幌市北区新琴似一条十丁目五－一六
合同会社ＳＵ－ＪＩ　ＵＰ
代表社員　鈴木　佳佑

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

東京都千代田区神田錦町二丁目五番地一・一一〇四
合同会社ＮＧＣ
代表社員　野口　基宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

東京都武蔵野市境一丁目一五番五－一〇〇一号グランシャルール武蔵境ルドルフ合同会社
代表社員　岸　亜星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

東京都町田市高ヶ坂六丁目一七番六号
合同会社ＰＲＦ
代表社員　齋藤　優大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区西原三丁目二三番一号
合同会社武
代表社員　毛利　武司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

東京都新宿区新宿五丁目一番一号
エネクスレンタルリース合同会社
代表社員　宇野　知之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号
アーカイブスクエア合同会社
代表社員　野中　佑典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

神奈川県鎌倉市雪ノ下一丁目八番三五号
合資会社峰本
代表社員　長戸　久幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

神奈川県横浜市西区平沼一丁目四〇番九－三一二号
合同会社Ｂｌｕｅｓ
代表社員　寺下　昇希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は中和酒蔵株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

徳島県三好市池田町サラダ一七五六番地の二
合名会社中和商店
社員　中和ホールディングス株式会社
職務執行者　堂野　彩加

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

大分市生石二丁目一番二七号西大分ビル二〇三号室
合同会社ＰＴ
代表社員　松田　勇樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月三十日
掲載頁　七十頁（号外第二三九号）

令和八年十一月十日

東京都港区元麻布一丁目三番三七号
株式会社ＩＡＭ　ＣＡＴ
代表取締役　宮﨑　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　株式会社ＢＣＪ－１０４

代表取締役　杉本　勇次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億九千六百万円から金九千六百万円減少し、また、令和八年十一月一日から令和八年十二月三十日までを払込期間又は払込期日とする当社普通株式の発行があった場合には、資本金の額を当該普通株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、令和八年十二月三十一日付で資本金の額を金一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は左記のとおりですが、期中に増資を行い、現在の資本金の額は金一億九千六百万円となっております。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十九日

掲載頁　六十七頁（号外第一七〇号）

令和八年十一月十日

京都府相楽郡精華町光台一―七けいはんなプラザラボ棟七階

Ｂｉｏｗｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　坂本　孝治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千二百万円減少し、また、本公告掲載日以降、令和八年十二月三十日までの間に払込期日又は払込期間の末日が到来する募集株式の発行があった場合には、当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分についても減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　六十一頁（号外第八十一号）

令和八年十一月十日

大阪府吹田市山田丘二番八号

Ｃ４Ｕ株式会社

代表取締役　平井　昭光

準備金の額の減少公告

当社は、欠損の填補に充てるため、資本準備金の額を十八億八千八百九万四千百六十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十一月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.all-right-ins.co.jp

令和八年十一月十日

東京都中央区八丁堀二丁目二四番三号

株式会社Ａｌｌ　Ｒｉｇｈｔ少額短期保険

代表取締役　奥原　猛

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十日

掲載頁　三頁

令和八年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号

株式会社エムピーキッチン

代表取締役　鹿中　一志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九百九十九万十円、資本準備金の額を四億三千四百九十九万十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十二月十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/423853/announces

令和八年十一月十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

株式会社Ｖｅｔａｎｉｃ

代表取締役　望月　昭典

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千七百四十九万六千四百円、資本準備金の額を五億三千三百五十五万七千七百二十六円減少し、それぞれ千五百万円、四千二百四十三万九千八百七十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月五日

掲載頁　一〇二頁（号外第二四二号）

令和八年十一月十日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号

株式会社ｅｓａ

代表取締役　黒川　周子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十五億円（ただし、第三回Ａ種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）、資本準備金の額を三十五億円（ただし、第三回Ａ種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）、それぞれ減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十一日になります。

なお、第三回Ａ種優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額はいずれも同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済。

令和八年十一月十日

岡山県岡山市北区番町二丁目三番四号

株式会社トマト銀行

取締役社長　髙木　晶悟

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十二月十一日以降令和八年十二月二十八日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分、資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権が令和八年十二月十一日以降令和八年十二月二十八日までの日に行使された場合には、資本金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分、資本準備金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年九月二十五日

掲載頁　七頁

令和八年十一月十日

福岡市博多区博多駅東二丁目四番三〇号いわきビル一〇一

株式会社ウインズジャパンホールディングス

代表取締役　吉村　幸助

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十七億三千九百九十八万七千五百七十七円、資本準備金の額を八億二百四万二千二百五十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十一月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　七十二頁（号外第七十六号）

令和八年十一月十日

福岡市西区九大新町四番地一

株式会社Ｋｙｕｌｕｘ

代表取締役　李　炡佶

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、普通株式一株につき百株の割合をもって行う株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月十日

千葉市稲毛区小仲台二丁目六番一〇号木下ビル二階　株式会社ランコント

代表取締役　髙橋奈美子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号　株式会社ＡＸＳＥＥＤ

代表取締役社長　福嶋　一穂

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十日

東京都江戸川区西葛西七丁目七番四号　西山電気産業株式会社

代表取締役　小堀　卓也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十日

兵庫県尼崎市西長洲町二丁目五番二五号　株式会社トーホー

代表取締役　上村　純也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十日

東京都江戸川区西葛西七丁目七番四号　西山電気産業株式会社

代表取締役　小堀　卓也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十日

香川県東かがわ市三本松二二二番地一　株式会社トモクニ

代表取締役　友國　泰典

株式併合につき株券提出公告

当社は、普通株式二百五十株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

大阪府東大阪市長田東二丁目二番一号　株式会社トラスト

代表取締役　髙木　英夫

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヨシエイホールディングスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

静岡県富士市伝法二八八三番地の二　株式会社カマツク・ヨシエイ

代表取締役　松本　珙秀

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヨシエイホールディングスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

静岡県富士市伝法二八八三番地の二　吉原衛生運輸株式会社

代表取締役　松本　珙秀

限定承認公告

本籍大阪府大阪市平野区平野西三丁目六番、最後の住所福岡県福岡市博多区築港本町一一番八号　ウィクリーホテルベイサイド　七〇四号　被相続人　亡　中島　修二

右被相続人は令和八年七月二十七日死亡し、その相続人は令和八年十月三十日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪府大阪市阿倍野区阪南町一丁目三番一八号　相続財産清算人　添田　理絵

限定承認公告

本籍東京都大田区蒲田一丁目二九番、最後の住所東京都品川区東大井四丁目一二番一四号　医心館大井町　被相続人　亡　山田千津子

右被相続人は令和八年一月八日死亡し、その相続人は令和八年十月二十六日東京家庭裁判所家事第二部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

沖縄県中頭郡北谷町北谷二丁目一一番一四　Ｌａ　Ｃｏｓｔａ　Ｈａｍｂｙ一〇四

相続財産清算人　山田賢一郎

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十三万千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資八万三千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮ・ＲＯＰＰＯＮＧＩ

Ｔｒｉ　Ｓｅｖｅｎ　Ｒｏｐｐｏｎｇｉ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億五千二百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ１特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六十三億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階　ＮＳ　Ｙｏｋｏｈａｍａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百六十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＯＳＫ２Ｂ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＯＳＫ２Ｃ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京ジャパンロジスティクス3特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月十三日付官報号外第八十六号の一一二頁に掲載されています。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮ・ＲＯＰＰＯＮＧＩ Tri Seven Roppongi特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年十月二十三日付官報号外第二三三号一八三頁に掲載されています。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ1特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は https://www.kaikei-home.com/axess/0040/index.html に掲載されています。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階　NS Yokohama Investment特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ2特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十一億八千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　五十七頁（号外第六十二号）

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号尼崎2プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資に係る資本金等の額の減少公告

当金庫は、令和八年十月二十九日開催の臨時総代会において、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第三項および第四項にもとづき、優先出資の消却を行うため、資本準備金の額を一億円、優先出資金の額を五億円、その他出資金の額を四億円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、その旨を令和八年十二月十一日までにお申し出ください。

令和八年十一月十日

京都府宮津市字鶴賀二〇五四番地の一　京都北都信用金庫

理事長　藤原　健司

訂正公告

令和八年十月二十九日（号外第二三七号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の甲の最終貸借対照表の開示状況「https://sanwa-system.info/wp-content/uploads/2026/02/SS_R07_kessankoukoku.pdf」とあるは「https://sanwa-system.info/」の誤りにつき訂正します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月十日

東京都品川区東品川四丁目一二番六号

品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ

（甲）株式会社サンワシステム

代表取締役　森井　宏明

東京都品川区東品川四丁目一二番六号

品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ

（乙）株式会社ビッグマウンド

代表取締役　森井　宏明

東京都品川区東品川四丁目一二番六号

品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ

（丙）株式会社フォレストウェル

代表取締役　森井　宏明

東京都品川区東品川四丁目一二番六号

品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ

（丁）株式会社ホワイトビーチ

代表取締役　森井　宏明

取消公告

令和八年九月三十日掲載の左記会社に係る吸収分割公告は取消します。

令和八年十一月十日

東京都港区港南二丁目三番一三号品川フロントビル

（甲）豊通デフィネックス株式会社

代表取締役　松山　喜典

東京都港区港南二丁目三番一三号

（乙）株式会社ネクスティエレクトロニクス　代表取締役　山田　強

正　誤

令和八年三月十八日（号外第五十六号）厚生労働省告示第九十七号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一〇八ページ終りから九行目の次に次を加える。

56	ファビピラビル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2438

令和八年四月十四日（号外第八十七号）厚生労働省告示第百九十八号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一八ページ及び一九ページの改正後欄項目番号欄中「56」から「60」は「57」から「61」の誤り。

令和八年五月十九日（号外第百十号）厚生労働省告示第二百十九号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一六ページから一九ページまでの改正後欄項目番号欄中「61」から「72」は「62」から「73」の誤り。